留守家庭児童クラブの利用申し込みの際の注意点

◆入所案内の「留守家庭児童クラブに入所できる要件」の確認をお願いします。

（抜粋）

・通常利用は、『終業時間が１４時以降』が対象となります。

・仕事が休みの日（就労証明書の就労時間欄の曜日に☑が入っていない曜日）は利用できません。

◆長期休業期間（春・夏・冬休み）のみ利用される場合の利用期間

児童クラブを利用できる日は、終業式の翌日から始業式の前日までです。

小学校の終業式と始業式の日は、児童クラブの利用はできません。

（長期休業期間）※予定ですので、変更になる場合があります。

春休み（２年生～６年生）	令和　９年　４月　１日（木）～	４月　６日（火）
（新１年生）	令和　９年　４月　１日（木）～入学式の前日	
夏休み（７月）	令和　９年　７月２１日（水）～	７月３１日（土）
夏休み（８月）	令和　９年　８月　１日（日）～	８月２４日（火）
冬休み（１２月）	令和　９年１２月２５日（土）～	１２月３１日（金）
冬休み（１月）	令和１０年　１月　１日（土）～	１月　７日（金）
春休み（３月）	令和１０年　３月２５日（土）～	３月３１日（金）

※８月２５日から２学期のため、８月２５日（水）～８月３１日（火）は利用できません。この期間は、午前中授業の予定ですので、利用を希望される場合は、通常利用の申込みが必要です。（但し、通常利用の要件に該当する場合のみ）

【 申請書の記載例：抜粋 】

入所希望理由	☑就労のため　□通院					
入所希望期間	令和　9年					
※利用希望する区						
利用希望区分	4月	5月	6月	7月	8月	
基本	○	○	○	○	○	
長期休業	×			○	○	
利用する曜日（就労日のみ利用可。☑をつける）						

利用を希望する月に○、希望しない月に×をつけてください。

・授業がある日を利用する場合　→　『基本』に『○』

・長期休業（春休み、夏休み、冬休み）を利用する場合→『長期休業』に『○』

・８/２５～８/３１の利用を希望する場合は８月基本にも○をつけてください。８月のみ月額料金となります。

★　これまでの利用料やおやつ代に未納がある場合は、納入をお願いします。